

## 芸西村高齢者福祉計画・介護保険事業計画パブリックコメントの結果に

### ついて

令和6年2月13日(水)から2月28日(木)まで芸西村高齢者福祉計画・介護保険事業計画に対する意見聴取を実施しました。ご意見をいただきました皆様、ありがとうございました。

いただきました意見についての対応方針は次のとおりです。

1. 具体的な施策はよく考えられており、充実していると思いますが、周知がまだ十分でないと思います。折に触れて、周知をお願いしたい。

(回答) 貴重なご意見ありがとうございます。周知の方法については、村広報、ホームページなどを活用して、村民の皆さまにできる限り周知できるよう努めます。

2. 気になるのは(4)適切な介護サービスの提供の項です。国の施策との関係でやむを得ない面もあるかとは思いますが、村独自の方策もあるのではないのでしょうか。

介護給付の適正化としつつ、①で「過剰な給付」、①のアで「他地域との差を分析」など、①のオでは「過剰サービスの抑制、不正請求」などの表現があります。前置きに書かれているように、介護保険は地域で自立した生活を送れるよう必要な援助をするのが本来の目的であり、過剰なサービスとか、不正請求など、高齢者や事業者を敵視するような表現は、いかがなものでしょうか。

(回答) 貴重なご意見ありがとうございます。計画書内の表現方法については、事務局で検討し、策定委員会を通して決定いたします。

3. 人は基本的に加齢に伴い、身体能力は低下するものであり、そうした中でも生活していけるように援助するのが介護保険の役割であるので、「過剰」ということはまずありえないのではないのでしょうか。また、事業者も人手不足の中で、サービスを提供できない所が多く、事業者と協力して必要な方に援助が届くようにするのが自治体の役割ではないのでしょうか。監視をすることは介護保険本来の目的を逸脱していると思います。また、他地域との比較よりも、本当に必要な援助は何かを考えることが重要であると思います。

保険料が上昇しないようにすることは必要ですが、それは介護給付を抑制することによるのではなく、公的な補助によるべきではないのでしょうか。国に財政面の補助を要請していただきたいと思います。私たちの税金はそうしたことに使って欲しいと思います。

(回答) 貴重なご意見ありがとうございます。介護保険事業運営において介護給付の適正化としてのチェック体制機能は国より求められている必須項目になります。村としましては、チェック体制を維持しながら、介護給付を抑制するのではなく、必要な方に必要な量の適正給付に努めています。

補助金等の申請に関しましても、必要に応じて担当課事務局で検討いたします。また、委員会メンバーに、このような意見があったことを伝達します。

引き続き、本村の介護保険事業運営にご理解とご協力をお願いいたします。